

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 26（情）第 6 号）

第 1 審査会の結論

広島県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、異議申立人が開示すべきとする次の部分を開示すべきである。

- ・「発生日時」欄に記載の事故の発生日月
- ・「事故の状況」欄に記載の事故発生の原因

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 26 年 10 月 5 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「昨年度から今年度にかけて県立 2 病院において示談・和解となった 4 件の医療事故の報告書および医療事故の公表基準に関する文書」の開示の請求をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、上記 1 の請求のうち、「昨年度から今年度にかけて県立 2 病院において示談・和解となった 4 件の医療事故の報告書」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、2 件の医療事故の報告書（以下「本件対象文書」という。）を特定して行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、残りの 2 件について不存在を理由とする行政文書不開示決定を行った。また、「医療事故の公表基準に関する文書」の開示請求に対し、「県立病院における医療事故の公表基準について」を特定して行政文書開示決定を行い、それぞれ、平成 26 年 10 月 20 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 26 年 12 月 16 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、「発生日月」及び「事故の原因」の不開示決定を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 全国の公立病院でも医療事故の公表基準を策定するケースが増えているが、事故発生日月を公表しているケースは多い。なお、実施機関の医療事故等公表基準によると、重大事故以外の医療事故等は一部の例を除き原則公表しなくてもよい仕組みになっている。
- (2) 本件処分のように、黒塗りだらけでは事故の概要及び過失の有無すら把握

できず、住民への説明責任を果たすことは困難だと思われる。「事故の原因」を開示することで他の医療機関の医療安全管理の向上にも寄与できる。

- (3) 実施機関の理由説明書での主張には、県立病院の一日当たりの膨大な利用者数について全く考慮されていない上、「発生年月」を開示しても実施機関の主張どおりの結果になるとは限らず、また、実施機関の主張を裏付ける具体的な実例について確認できなかった。

実施機関には医療事故が発生した際の公表基準があるが、事故を公表する際、「発生年月」を非開示にするとはいえなく、仮に異議申立人が毎月1回、定期的に医療事故の有無について開示請求を行えば、「発生年月」は容易に特定できる。

- (4) 「事故の原因」の箇所について開示すれば、他の医療機関等の事故防止に寄与する可能性がある。また、県民への説明責任を果たす際、実施機関側の過失の有無及び原因は重要な要素である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 基本的な考え方

条例第10条第2号では、「個人に関する情報（中略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、不開示情報として取り扱うことを規定している。

上記と同様の規定が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号にも規定され、同号の解釈については、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」によると、次のとおりとされている。

他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる場合の「他の情報」としては、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解されている。

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテなど個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがある場合などを指すとされている。

2 本件対象文書について

(1) 全般について

本件対象文書のうち、患者の氏名、年齢等、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）や病名、診療経過等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情

報については不開示とした。

(2) 「発生年月」及び「事故の原因」の不開示理由について

医療事故の発生件数は限られており、これらの情報を公にすることによって、医療事故が発生したことは知らないものの患者の病状の変化を知っている患者の近親者、地域住民等は、その者が持つ患者についての情報と照合することにより、患者が本件請求の対象となっている示談等の当事者であると識別され得る。したがって、条例第 10 条第 2 号に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」場合に該当する。

また仮に、これらの情報を公にしても、一般人には、本件請求の対象となっている示談の当事者を特定することができないが、これらの情報を公にすると、医療事故が発生したことは知らないものの患者の病状の変化を知っている患者の近親者や地域住民等は、患者が医療事故の当事者であると特定できることに加えて、当該患者の事故の原因からその後の患者の病状までの一連の経過を知ることになり、その結果、患者又はその家族は、医療事故の状況を話題にされるなど、患者又はその家族の平穏な生活に予期せぬ影響が及ぶことになり、個人の権利利益が害されるおそれがある。したがって、条例第 10 条第 2 号本文後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

以上のことから、条例第 10 条第 2 号に定める不開示情報に該当すると判断した。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

異議申立人は、本件請求前の平成 26 年 9 月 7 日に、「県立 2 病院における医療事故（過誤）及び示談、和解金に関する文書（昨年度及び今年度直近分までの未公表の事案）」の開示請求（以下「別件請求」という。）を行い、実施機関は、平成 25 年 4 月 1 日から別件請求があった日までに、県立 2 病院における医療事故に関し締結等した示談契約書及び調停調書（計 4 件）を別件請求に係る対象文書と特定し、部分開示決定を行った。

本件請求は、異議申立人が当該部分開示決定を踏まえて、昨年度から今年度にかけて県立 2 病院において示談等となった 4 件の医療事故の報告書の開示を求めたものである。

これに対して、実施機関は、2 件の医療事故の報告書を本件対象文書と特定して部分開示決定を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 25 年 4 月 1 日から別件請求があった日までの間に県立広島病院において示談等となった 2 件の医療事故に関する報告書であり、1 件は、県立病院医療安全管理指針に基づいて作成された「医療事故報告書」、他の 1 件は、県立広島病院医療安全管理指針に基づいて作成された「アクシデント報告書」である。

いずれの報告書も医療事故（「医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故（患者の死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的

被害及び苦痛，不安等の精神的被害等）をいう。」）が発生した場合に，医療事故が発生した部門の長から，統括医療安全管理者を通じて，病院長，事務局長及び病院事業管理者へ提出されるものである。

当審査会において，本件対象文書を見分したところ，報告書名は異なるものの記載事項は全て同じで，以下の各項目に所要の事項が記載されていた。

- (1) 病院名
- (2) 提出年月日
- (3) 報告者（部門の長）の部科課名，職名，氏名
- (4) 事故名
- (5) 事故区分
- (6) 患者氏名，年齢，病名
- (7) 発生場所
- (8) 発生日時
- (9) 事故の状況
- (10) 関係者（主治医等）
- (11) 対応の概要
- (12) 患者・家族への説明概要
- (13) 事故に対する患者側の意思表示等
- (14) 警察への届出の有無，届出日時
- (15) 生命の危険度評価（部門の長の評価）

また，実施機関は，上記の各項目に記載された情報のうち，以下の事項について条例第 10 条第 2 号に該当するとして不開示としていた。

- (2) 提出年月日
- (3) 報告者（部門の長）の部科課名，氏名
- (4) 事故名の一部
- (6) 患者の氏名，年齢，病名
- (7) 発生場所の一部（アクシデント報告書のみ）
- (8) 発生日時
- (9) 事故の状況の一部
- (10) 関係者（主治医等）の氏名等
- (11) 対応の概要の一部
- (12) 患者・家族への説明概要の一部
- (13) 事故に対する患者側の意思表示等

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第 10 条第 2 号について

条例第 10 条第 2 号は，「個人に関する情報（中略）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

実施機関は，開示請求は何人もできることから，患者の症状の変化を知っている患者の近親者や地域住民等も本件対象文書を開示請求する可能性があり，事故の発生年月や事故発生の原因を公にすると，患者の近親者や地域住

民等が持つ患者についての情報と照合することにより、患者が本件請求の対象となっている示談等となった医療事故の当事者であると識別され得る旨主張する。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。」とは、当該情報それ自体で特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものについても不開示とする趣旨で、照合の対象となる「他の情報」を誰が保有又は入手し得る情報まで含めるべきかについては、本件対象文書が医療事故に関する情報であるという性質から判断する必要がある。

県立広島病院は、「県民の皆様へ愛され信頼される病院をめざします。」を理念に掲げ、広島県の基幹病院として高度で専門的な医療や政策医療を展開しており、信頼される病院をめざすうえで、医療に対する透明性の確保は重要であると考えられ、また、その公表については社会的要請があるものと考えられる。

こうしたことから、患者及びその家族のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、事故情報をできるだけ公開していくことが望ましいところ、患者の近親者や地域住民等が持つ情報との照合により、特定の個人を識別することができるか否かを判断した場合には、事故情報の多くが不開示になってしまうことから、特定個人の識別可能性の判断に当たっては、患者の近親者や地域住民等の既に患者の情報を有している関係者以外の者（以下「一般人」という。）が通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるか否かを基準にして判断すべきである。

以下、このような考え方から、上記2に記載の不開示部分のうち、異議申立人が開示すべきと主張している上記2の(8)「発生日時」欄に記載の事故の発生日月及び上記2の(9)「事故の状況」欄に記載の事故発生の原因について、条例第10条第2号の不開示情報該当性を検討する。

(2) 「発生日時」欄に記載の事故の発生日月

ア 実施機関は、事故の発生日月を公にすれば、患者の近親者、地域住民等は、その者が持つ患者についての情報と照合することにより、患者が本件請求の対象となっている示談等となった医療事故の当事者であると識別され得る旨主張する。

確かに、医療事故の事案が極めて特殊なもので、小規模な医療機関における医療事故の事案である場合などは、事故が発生した年月を公にするだけで、特定の個人が識別され得るとも考えられる。

しかしながら、本件対象文書に係る事案は、県の基幹病院である県立広島病院で発生した医療事故であり、一般人が保有又は入手可能な情報と事故の発生日月の情報を組み合わせたとしても、患者である特定の個人が識別され得るとは認められない。

イ また、実施機関は、患者の病状の変化を知っている患者の近親者や地域住民等は、事故の発生日月を公にすれば、患者が医療事故の当事者であると特定できるため、患者又はその家族は、医療事故の状況を話題にされるなど、患者又はその家族の平穏な生活に予期せぬ影響が及ぶことになり、個人の権利利益が害されるおそれがあり、条例第10条第2号本文後段の「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個

人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する旨主張する。

条例第 10 条第 2 号本文後段は、例えば、作文、カルテなど個人の人格と密接に関わる情報について、当該文書中の氏名、住所、生年月日等の特定の個人が識別され、又は識別され得る可能性がある部分を除いたとしても、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合、「なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、不開示とすることを規定しているものである。

事故の発生日月については、当審査会が前記アで判断したように、これを公にしても、患者である特定の個人が識別され得るとは認められないが、事故の発生日月を公にすることにより、なお、患者個人の権利利益を害するおそれがあるのであれば不開示情報に該当すると認められるところ、事故の発生日月は、患者の病名や診療経過といった個人の生命、身体等に直接関わる機微な情報であるとまでは認められず、これを公にしても、患者である個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

(3) 「事故の状況」欄に記載の事故発生の原因

ア 実施機関は、事故発生の原因についても上記(2)と同様に、これを公にすれば、患者の近親者、地域住民等は、患者が本件請求の対象となっている示談等の当事者であると識別され得る旨主張する。

しかしながら、本件対象文書である医療事故の事案は、県の基幹病院である県立広島病院で発生した医療事故であり、患者の氏名等の個人識別情報は公にされていないことから、新たに事故発生の原因を公にしたとしても、一般人からは患者である特定の個人を識別され得るとは認められない。

イ また、事故発生の原因は、医療行為に起因して発生した医療事故の原因を簡潔に記載したものであって、場合によっては、患者の病状や健康状態等が推測されることもあり得ると考えられるが、病名や診療経過等を公にする場合とは異なり、本件対象文書の事故発生の原因に記載されている情報を公にしたとしても、患者である個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 1. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。 ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 4. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
27. 4. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
27. 7. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。
27. 7. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 8. 26 (平成 27 年度第 5 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
27. 9. 29 (平成 27 年度第 6 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関の意見陳述を行った。 ・ 諮問の審議を行った。
27. 10. 26 (平成 27 年度第 7 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授